

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N528
2015・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 沖縄からの報告.....加藤 裕
シャルリー=エブド銃撃事件が問いかけること.....村田尚紀
秘密保護法対策弁護団の取り組み.....海渡双葉
検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第7回）
FBI的「汚い捜査手法」立法化阻止に向けて.....西村正治
ロースクールの実情と法曹養成
魅力あるロースクールにするために ～まずは給費制の復活から～.....大田悠記
法曹養成問題の新局面⑦
「世紀の司法大改悪」司法改革の妄想と空論から脱却せよ.....鈴木秀幸
「密告・盗聴反対！ なくせ冤罪3・20集会」のご案内.....町田伸一
第3回常任委員会（東京）の報告.....青法協弁学合同部会



マスカットの子ども

沖縄からの報告

沖縄 加藤 裕

一 四大選挙の勝利

二〇一四年の沖縄は、辺野古がまさに直接の争点となった四大選挙ですべて、辺野古新基地建設反対の民意を明確に示す結果となった。一月の名護市長選挙、九月の名護市議会議員選挙、二月の沖縄県知事選挙、そして二月の総選挙である。二〇一〇年の知事選挙で心にもない「県外移設」を急遽公約にかかげた仲井真知事に敗れてから四年、国家権力の容赦ない押さえ込みに屈するのではなく、沖縄県民の民意はより確固としたものに成長した。

二 「オール沖縄」の成立

「オール沖縄」の源流は、二〇〇七年九月二十九日に開催された、沖縄戦記述歪曲に抗議する二万人の教科書検定撤回県民大会である。今回総選挙の四区で当選した仲里利信氏が実行委員長として、翁長知事は当時市長会会長として登壇した。このような県民大会は九五年の少女暴行事件時以来であり、これが、県民が一致して声を上げる枠組の基礎となった。

そして、二〇〇九年の普天間「県外移設」を掲げた民主党鳩山政権の誕生は、県民に新たな希望

を灯した。民主党政権誕生を受けた自民党沖縄県連は、バスに乗り遅れまいと、普天間基地の県外移設へと方針を転換する。これによって、沖縄の主要な全政治勢力が辺野古移設に反対することになった。

しかし、鳩山政権の挫折に続き、SACO合意時から決まっていたオスプレイ配備計画を長年にわたって隠し続け、二〇一二年になって地元自治体にファックス一枚で配備を通告するという政府の県民無視の姿勢は、広汎な怒りを呼び起こした。

この怒りがエネルギーとなり、県議会の全会派が一致し、二〇一二年九月九日、オスプレイ配備反対の県民大会を開催することとなったのである。

ただ、この時点の一致点は、「オスプレイ配備反対」と普天間基地の「閉鎖・撤去」（「県内移設反対」ではない）までであった。しかし、政府はその声を一顧だにせず、一〇月には予定通り配備を強行する。このため、大会実行委員会は、何としても県を挙げて政府を動かす行動をとろうと、大会後も協議を続けた。

三 建白書に込められた願い

そこで重要なのが、県民大会の決議にあった次の一文である。

「沖縄県民は、これ以上の基地負担を断固とし

て拒否する。そして県民の声を政府が無視するのであれば、我々は、基地反対の県民の総意をまとめ上げていくことを表明するものである。」

この協議の中で、県民大会での決意からさらに発展し、オスプレイ配備撤回とともに、明確に「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を加えた「建白書」ができあがるのであった。この建白書は、県議全員、県内全四一市町村長と会議議長全員が署名したまさに「オール沖縄」の文書である。

二〇一三年一月二八日、建白書を携えた市町村長らは、安倍首相に手交すべく東京要請行動を行った。しかし、そこで待っていたのは、中央政府と全国メディア・世論からの冷淡な扱いであった。要請行動参加者の多くは、やはり沖縄県民は同じ日本国民ではなく、日本からは切り捨てられた存在なのだとの思いを強くしたのである。

四 オール沖縄に牙をむく権力の横暴とのたたかい

これに対して、安倍政権は、二〇一三年一月、沖縄選出自民党国會議員五名を除名の脅しで屈服させ、辺野古移設容認へ転換させた。続いて自民党県連も方針を再転換し、二月の仲井真前知事による辺野古埋立承認へとつながった。しかし、

自民党の裏切りに加え、「県外移設」を公約に掲げた仲井真氏が沖縄振興予算と引き替えに辺野古容認に転じ、「いい正月を迎えられる」と会見で述べたのは、県民の怒りの火に油を注ぐ結果となった。

この県民の怒りが四大選挙勝利への原動力となったのである。一部右翼メディアは、辺野古に反対しているのは県民の一部だと報じるが、客観的事実は正反対である。この二〇年近く、どの世論調査でも辺野古移設反対が常に三分の二から八〇%に達していることを忘れてはならない。

知事選挙でこれらの思いを一つにするため、『大異』を捨てて大同に就く」という努力が重ねられた。それぞれの政治勢力が、腹八分ではなく、場合によっては「腹一分、二分」で収めることも確認しあう作業が進められた。

その結果、安保・自衛隊問題などで革新勢力と正反対の位置にいた翁長那覇市長を、辺野古への新基地反対・普天間基地撤去の一致点で、保守を問わず統一して推す枠組が生まれたのであった。この中には、これまでの同志と袂を分かつ重大な決断をした保守の関係者も多く生まれた。仲里利信氏は、対立候補であった自民党西銘議員の後援会長でもあった人物である。経済界でも少なくない人たちが立ち上がった。オキハムの長濱徳松会長が、たった一人で地元紙に意見広告を出したの

もその一つだ。

五 翁長県政とこれからの運動に求められること

沖縄県民は選挙で勝ったものの、国家権力との困難なたたかいが待ち受けている。

しかし、翁長氏の選挙公約であった「誇りある豊かさを」は、沖縄での輝きを持ち続けるであろう。基地と引き替えてどこされる「ゆすりとかかり」と呼ばれる汚い金によらない基地なき島だからこそできる豊かな観光と商業の地域づくりは大きな展望をもっている。

そして、辺野古である。今日も現場では権力による弾圧を背景にした強行との非暴力のたたかいが続いている。翁長知事の第一の任務は、埋立承認を取り消すことである。知事直属の検証チームで検討が開始されているが、その報告を受け、必ずや承認取消をかちとることができるであろう。これに対して国が訴訟を起こすこともあるだろう。しかし、辺野古を強行するために沖縄県を相手に訴訟提起をしなければならない事態にまでなるとすれば、これは国家権力として政治的に敗北が近いといわねばならない。

まさに辺野古において、日本の民主主義の存立が問われている。

シャルリー・エブド銃撃事件が 問いかけること

研究者 村田 尚紀（関西大学）

○ はじめに

二〇一五年一月七日にパリで起きたシャルリー・エブド銃撃事件は、全世界に衝撃を与えた。衝撃は、その後の一連のテロ事件によって増幅され、事件から三週間あまり経過した本稿執筆現在も収まる様子はない。

言論に対する暴力はいかなる理由をもってしても正当化しえない。今回の蛮行に対する批判は、その意味では難しくない。不愉快な言論に対しては言論で対抗しなければならぬ。必要ならば法的手段に訴えればよい。それだけのことができなかった犯人に同情の余地はまったくない。

事件後のフランス社会の反応も、この立憲主義国の常識をふまえたものとなっている。「JE SUIS CHARLIE（私はシャルリー）」というプラカードを

掲げて集まった四〇〇万人近い人々は、同紙の表現の自由擁護の意思をこの言葉に託していた。預言者の風刺画を再掲したシャルリー・エブドに抗議して集まった人々も、集会という表現手段を用いて対抗したのであるから、同紙の表現の自由を尊重していることにおいて人後に落ちることはなかったのである。

それでは、この事件は、フランスの何を揺るがしているのか？一言でいえば、それは一九八〇年代末から行われてきたフランスの社会統合のあり方である。この点は、すでにメディアから流れる多くの情報によって示唆されているが、憲法上の問題やフランス的な共和主義に関する踏み込んだ紹介や検討はまだ少ないように思われる。本稿は、限られた紙幅のなかで、きわめて不十分ながらこの空白を埋めようとするものである。

○ 移民問題とは何か？

銃撃事件の犯人がイスラム国なる組織と繋がっていたことから、フランスをはじめヨーロッパ各地で反イスラムの世論が目立ち始めている。しかし、イスラム国の語るイスラムの教えなるものが極めて特異な異端の教義解釈として多くのムスリムから批判を受けていることが端的に示しているように、銃撃事件を理由にムスリム一般を危険視するのはまったく的外れである。

とはいえ、かねてからフランスの多くのムスリムが生きにくさや不満を感じていることは否定できない。宗教的帰属に関する世論調査で、カトリック（五七・二％）。無宗教（三〇・七％）に続いてフランス第二の宗教といえるイスラム教（五・〇％）の信者の多くは、移民といわれる（数字は、L'état de la France 2013-2014, La Découverte, 2013, p.108）。多くのムスリムは、フランス社会において移民として扱われ、強い疎外感を味わっている。

注意を要するのは、移民問題といえば、外国人の人権の問題と思われるかもしれないが、そうではないということである。出生地主義のフランスで生まれた移民二世・三世はいうまでもないが、移民と呼ばれている人々の多くは、フランス国籍保持者である。彼ら・彼女らは、中東や北アフリカ出自

とみえる皮膚の色や名前、宗教などから差別される。同じ移民でも例えばイタリアやポルトガル出身の人に対するそのような差別はみられない。つまり移民問題は、民族・人種差別問題である。

○ 自由・平等か？

―ダブルリスタンダード化した人権保障

もちろん、フランスでも民族・人種差別は法的に許されない。現在も憲法規範として妥当している一七八九年人権宣言において、平等(二条)も信教の自由(一〇条)も表現の自由(一一条)も保障されている。憲法上は、移民のムスリムにも信教の自由・表現の自由が保障され、差別されないことになっている。

しかしながら、フランスのムスリムは、現実には社会において偏見に晒され、雇用上差別されているだけでなく、法律上の差別さえ受けているといえる。

一般に「ヴェール法」と呼ばれる二〇〇四年三月一五日法は、公立学校で信仰を「これ見よがし」に示すシンボルや衣服の着用を禁止する。これは、ライシテと呼ばれるフランスの政教分離原則(第五共和制憲法一条、一九〇五年法二月九日法)を根拠とする。ライシテは、私的空間と区別される公共空間の非宗教性を要請する。公共空間である公立学校での宗教的なシンボルの着用が禁止さ

れ、違反した場合には退学処分もありうるようになったのである。たしかに法文上は、あらゆる宗教的シンボルが規制の対象になっている。通達は、「明らかに大きすぎる十字架」も規制対象の例として挙げている。しかしながら、大きな十字架を身につけて登校する生徒はいない。現実には規制の対象となるのは、いわゆるイスラムスカーフ類以外にない。

一般に「ブルカ禁止法」と呼ばれる二〇一〇年一〇月一一日法は、公共空間において顔を隠すことを禁止する法律である。これもまた、法文そのものは、ムスリムを名指ししている訳ではない。しかし、健康上や作業上の理由がある場合またスポーツや祭りのパフォーマンスの場合などの同法が例外として許容する場合を除いて、公共空間で顔を隠す者といえば、一部ムスリムの女性しかない。一部といってもけっして過激主義者ではない彼女たちが、自ら信仰に基づいて顔をヴェールで覆って公道を歩くと、一五〇ユーロの罰金を科せられるのである。

このように、憲法上保障されている信教の自由は、法律上公共空間から閉め出され、私的空間に閉じ込められている。それによって疎外されるのは、ムスリムである。

では、表現の自由の濫用からの保護についてはどうか？ 個人の名誉を毀損するような表現は、

たとえ宗教批判であっても自由の濫用として法的に許されない。問題は、ヘイトスピーチの類である。プレススの自由に関する一八〇一年七月二九日法によれば、出自や人種、宗教などを理由として個人や集団に対する差別や憎悪、暴力をそそのかす者は、四万五千ユーロの罰金、禁錮一年に処せられることになっている(二四条)。シャルリー・エブドが掲載したイスラム風刺画は、一種のヘイトスピーチともいえるが、これに対する同法の適用はまったく問題になっていない。

テロ対策においても、イスラム社会は特別視されている。二〇〇五年の秋にフランス各地に広まった暴動は、移民が主体となって起こしたものとみなされ、マグレブ系移民やムスリムを危険視する風潮が強まった。二〇〇一年以来強化されていたテロ・治安対策がさらに強化されることになった。二〇〇六年一月二三日法は、テロや犯罪の予防を目的として監視カメラを設置することを可能にした。これによって至る所に監視の目が向けられることになったのであるが、最も注視されているのが移民の多い大都市郊外やイスラム社会であることは明らかである。

○ 友愛か？

―共和主義という原理主義

かつて、移民はフランス・アイデンティティを

受容してフランス社会に同化するならば社会的上昇が約束されていた。しかし、その前提であった高度成長が終わると、約束は画餅に帰することになった。移民は、「フランス市民」となっても、失業をはじめとする社会的疎外に苦しみ、フランス国家・社会に対する不満を募らせるようになる。

こうして現在フランスの社会統合が機能不全に陥りつつある。

ブルカ禁止法の審議の際、法案支持派は、法案をめぐる対立をコミュニタリズム(communautarisme)対共和主義という政治哲学的な対立の構図のもとに捉え、後者の立場から社会統合を図る意図を明らかにした。コミュニタリズムとは、人種や独自の文化によって形成される人の集団がそれぞれ固有の価値や行為規範を固守して孤立も辞さない態度・立場・主張のことであるが、ブルカの着用をそのような意味のコミュニタリズムと直結させたり、ムスリム一般をコミュニタリストであると断定したりするのは、明らかに極論である。本稿冒頭に触れた預言者の風刺画を批判する人々の冷静な行動が示唆するように、憲法上共和国の標語とされている《自由、平等、友愛》(二条四項)や憲法上共和国の原理とされている「人民の、人民による、人民のための政治」(二条五項)に反対するムスリムはフランスにはいないといってもよい。これらの共和国の理念はフランスのムスリムによって

受容されている。したがって、コミュニタリズム対共和主義という構図は誤っている。

さらに問題なのは、政治部門においてヘゲモニーを握っている共和主義の意味である。政治的多数派のいう共和主義とは、憲法上保障されている共和国の諸価値や原則を尊重する立場にとどまらず、「共和国的な共生のルール」の尊重を求める立場である。ここにいう共生とは、多様性を認めない共生である。このような共生を共和国の理念に含める政治的多数派の共和主義は、人前で顔を出すことを共和国のマナーとして法的に強制することと正当化する。一七八九年人権宣言四条は「自由は、他人を害しないすべてのことをなしうることに存する」と規定しているにもかかわらず、である。これは共和主義という名の原理主義といってもよいであろう。

一九八〇年代末から徐々に強まり、二〇〇一年以降ヘゲモニーを確立している原理主義的共和主義によって正当化されている社会統合のあり方は、社会に強い緊張をもたらし、かえって統合を危うくするものとして問い直されなければならないはずである。

○ むすび——暮らしは続く？

シャルリー・エブド銃撃事件後、オランド大統領は、表現の自由擁護の立場を宣明する一方で、

イスラム教が民主主義に適合する宗教であること指摘してイスラム教とイスラム過激主義との同一視や混同を戒めるよう国民に呼びかけた。

高まりつつあるムスリム排斥の気運に対して、イスラム教との融和を求める呼びかけは当然であろう。しかし、それだけでは社会的緊張の緩和は望めないであろう。

オランド大統領は、地方のマルシェで行われた支持者との会話のなかで、「暮らしは続きます」と述べていた。しかし、現在のフランスの政治と法が維持する社会統合のあり方が変わることなく、ムスリムをはじめとするマイノリティにとって息苦しい暮らしが続くかぎり、社会的緊張は容易になくならないであろう。

【参考文献】拙稿「公共空間におけるマイノリティの自由」関西大学法学論集六〇巻六号(二〇一一年)、同「原理主義的共和主義のヘゲモニーと矛盾」孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元的世界における「他者」(上)』関西大学マイノリティ研究センター最終報告書(二〇一三年)、同「フランスにおける自由と安全」森英樹編『現代憲法における安全』(日本評論社、二〇〇九年)、レジスッドブレ『娘と話す国家のしくみってなに?』(現代企画室、二〇一二年)

秘密保護法対策弁護団の取り組み

神奈川 海渡 双葉

1 秘密保護法対策弁護団とは

多くの反対の声を押し切って、自民党・公明党が強行採決した秘密保護法が、二〇一四年二月一〇日、施行されてしまいました。しかし、秘密保護法は、表現の自由や知る権利などの基本的人権の観点から看過できない問題があり、民主主義の基盤をも危うくするものです。施行過程において作られた運用基準や第三者機関によっても、その問題は何ら払拭されていません。反対運動を終わらせるわけにいかないと考えています。

秘密保護法対策弁護団は、仮に秘密保護法による検挙者などの犠牲者が生まれた際には効果的な弁護を提供するとともに、秘密保護法廃止運動を市民と共に担うことを目的とする団体です。有

志の弁護士が集まり、二〇一四年三月に結成され、

二〇一五年一月現在、約四〇〇名の弁護士が加入しています。これからの参加も大歓迎ですので、

弁護団事務局メール (himituho.bengodan@gmail.com) まづご連絡いただければと思います。

私は同弁護団の事務局員の一人として、同弁護団の取り組みに関わってきたため、以下、ご報告させていただきます。

2 同弁護団の活動

この弁護団の活動は、大きく分けて、①国際人

権基準や海外での秘密法制との比較の観点からの秘密法廃止運動、②国会への働きかけ、③秘密保護法下での刑事弁護活動についての研究会、④諸団体との連携強化、⑤秘密保護法の問題点の発信

になります。

①秘密法廃止運動について

五月上旬に、当弁護団の国際部会メンバーが中心となり、「秘密保護法は国際的な基準であるツワネ原則にことごとく反している」と批判した米国政府元高官モートン・ハルペリン氏の招聘企画に協力しました。シンポジウムでは秘密保護法がツワネ原則に反していることが明らかに、延べ九〇〇名の参加がありました。特に、ハルペリン氏と西山太吉氏(元毎日新聞記者)との対談は圧巻でした。

五月下旬には、超党派の国会議員団による海外調査報告書を踏まえて、政府の秘密指定等に対する国会機関による監視のあり方について議論する院内集会を開催しました。国会機関による監視

は、配置人員数や権限の範囲等によつては、単なる秘密指定の追認になってしまうことが指摘されました。

六月には、英国エセックス大学人権センター研究員の藤田早苗さんを講師にお呼びして、秘密保護法が自由権規約一九条違反であることを訴える院内集会を開催しました。国連人権理事会の表現の自由に関する特別報告者であるフランク・ラ・ルー氏からの、日本の秘密保護法廃止運動に取り組む市民に向けたビデオ・メッセージも上映し、廃止運動への心強いエールを頂きました。

七月中旬には、国連の自由権規約委員会による第六回日本政府報告書審査がジュネーブにて開催されたため、当弁護士所属の弁護士二名が当地に赴き、ロビー活動やプレゼンなどを通じて、秘密保護法の問題点をアピールしてきました。この審査を経て、委員会は日本の秘密保護法に関して勧告を発し、対策を求めました。

②国会への働きかけについて

秘密保護法廃止法案を国会に提出させるべく、廃止署名集めや議員への働きかけ等を行い、「秘密保護法廃止へ！実行委員会」とともに、総議員アンケートなども行いました。こうした動きが、六月と二月の秘密保護法廃止法案（社民党、共産党、無所属の議員の共同提出）や一月の秘密

保護法施行延期法案（民主党、維新の党の共同提出）に結実しました。

③刑事弁護活動についての研究会

八月には、大阪市立大学の三島聡教授を講師に招いて秘密保護法刑事研究会を開催し、実体法の観点からどのように限定解釈させていくか、また、外形立証や証拠開示をめぐる問題にどう対処するか等について、具体的な想定事例も挙げつつ、議論を深めました。

④諸団体との連携強化について

廃止運動を中心的に率いている「秘密保護法廃止へ！実行委員会」との連携を深めるとともに、全国のネットワークNGOが構成団体となつて作った「秘密保護法NGOアクションネットワーク」とは連携の協定書を取り交わすなどしました。

また、新聞労連をはじめとしたジャーナリストとの秘密法学習会にも力を入れています。ジャーナリストが現場で萎縮しているという実態があり、秘密保護法の及ぼす悪影響を痛感しているところ です。

⑤秘密保護法の問題点の発信について

七月下旬から八月下旬にかけての秘密保護法の運用基準等のパブコメ募集の際、市民団体からの

要請も踏まえて、パブコメ参考文例集（テーマ別などを作成して公表し、パブコメの学習会やワークショップに講師派遣するなどして協力しました。このパブコメには約二万四千件もの意見が集まり、運用基準が一部修正されました。

二〇一五年三月頃には、同弁護団の秘密保護法ブックレットが岩波書店から発売予定です。秘密保護法に関する書籍は多々ありますが、秘密保護法の施行を踏まえて、実務の観点から、どう対応していくべきかを考えた一冊になります。

3 秘密法廃止に向けて

昨年は安倍首相による集团的自衛権の行使容認の閣議決定があり、これが秘密保護法と結びつくことで、政府が情報を隠しながら戦争へと突き進んでいくという事態が、現実味を帯びて、私たちに突き付けられていると思います。

秘密保護法の廃止を求めて、今後も、市民団体とも連携し、私たち弁護士も努力を続けていきたい と思います。合言葉は、「黙らない」です。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第七回

FBI的「汚い捜査手法」立法化阻止に向けて

東京 西村 正治

法

制審「新時代の刑事司法制度特別部会」の議論には前史がある。特別部会が設置される一年半前である二〇一〇年一月、国家公安委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」（前田雅英座長）が開催された。これは警察庁が取り仕切る有識者会議であるが、可視化について議論するとして、この種の会議では初めて日弁連からも委員が入った。新たな捜査手法についての、日弁連の裏切りの萌芽はここで始まっていたといえる。

研究会は、約二年間で二三回開かれ、二〇一二

年二月、最終報告を発表した。
そこでは、「過度に自白に頼ることなく、客観証拠による的確な立証を図る」ためとして、諸外国で導入されている捜査手法で可能なものは速やかに導入すべきとされる。そして、①DNA型データベースの拡充 ②通信傍受の拡大 ③会話傍

受 ④仮装身分捜査 ⑤司法取引・刑事免責
⑥証人保護制度 ⑦被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化 ⑧黙秘に対する推定を列挙していた。

この最終報告は、二〇二二年三月、本格始動の段階にあつた法制審特別部会に報告され、捜査手法についての議論のもとになった。

ただ、最終報告であげられた具体的な捜査手法のうち、特別部会の議題になつた中には、必要性の高い順位にあるはずの①DNA型データベースの拡充と④仮装身分捜査の二点は除かれていた。①DNA型データベースを指紋並みに拡充したいという点は、国家公安委員会規則で対処するのが得策として、警察庁が法律による統制を嫌つたからである。④仮装身分捜査とは、捜査官が身分を偽つて関係者と接触し情報を収集したり、組織に潜り込んだりする、いわゆるスパイ潜入捜査である。最終報告では、「個人の意思の制圧や身体・

財産等への制約が想定されず、人権と衝突する側面が比較的少ないと考えられる。」と推進を謳っていたものである。これも法制化しないで、警察庁で勝手に進める方が得策と判断されたのである。

こうして、法制審特別部会では、②通信傍受の拡大 ③会話傍受 ⑤司法取引・刑事免責 ⑥証人保護制度 ⑦被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化 が議題とされ、答申内容としては、③と⑦が先送りとされ、②と⑤と⑥が採用された。議題に上がらないまま推進される①と④を加えると、なんと打率七割以上ということになる。警察は、盗聴拡大、潜入捜査、司法取引、証人保護制度という形で、まさに念願のFBI的な捜査手法を手に入れることになるのである。

第

一、盗聴の対象犯罪の一般犯罪への大幅拡大と立会いの省略である。盗聴の対象となる通信は、すべてが自動的に警察施設に送信され、警察施設の中で専用装置で受信して警察官が盗聴を行うことが可能になり、通信事業者の立会いはなくなる。

第二、司法取引の導入である。

今回導入される「捜査・公判協力型協議・合意制度」は、自分が助かるために他人を売り渡すことを奨励する制度である。外国で司法取引制度のある国は通常、自分の犯罪を明らかにしたことで軽くなる司法取引が主要なものであるが、それと

は違って、他人の犯罪についての情報に特化している。司法取引が人々の信頼を破壊し冤罪を生む他人売り渡し制度であることが露骨に示されているのである。

第三に重要なのは、警察協力者等の証人を隠す制度である。

この点は見過ごされることが多く、あまり批判が集中していないところであるが、前記最終報告の④仮装身分捜査⑤司法取引⑥証人保護と二連の流れの重要な一環なのであり、特に注意が必要である。

証人が、自由に証言できないから氏名・住居を隠したいと言えば、法廷でも訴訟の記録上でもすべて匿名にするばかりか、被告人や弁護人すら住居氏名を開示しないで匿名を認めることになる。証人を別の場所でビデオリンク方式で尋問できるようなもなった。

被害者保護の制度だと誤った報道がなされているが、被害者保護制度は別に存在しており、それとこれとは全く違う。匿名を求める証人というのは、警察に協力する情報提供者が念頭に置かれている。さらに、仮装身分捜査の究極の形として、潜入捜査官が身分を隠したまま匿名で証言することも想定されているのだ。匿名証人は実態を暴くことも追跡調査もできない。匿名証人の秘匿情報を暴く弁護人には懲戒請求も待っている。

警察によるフレームアップを可能にし、それを暴くことも困難にする恐るべき制度なのである。

あ

らためて、これらの捜査手法導入に賛同し、通常国会上程に向けて法案化作業にも協力しているといわれる日弁連執行部を強く弾劾しなければならない。

このようなFBI型「汚い捜査手法」導入で企図されているものは、安倍政権の戦争体制下の刑事司法大改悪であり、集团的自衛権行使容認、秘密保護法、共謀罪と並ぶ一体の攻撃である。刑事司法改悪を許さない運動を強化し、通常国会上程を阻止するためにたたかい抜こう。

◎カンパのご報告とお礼

このたび、イタイイタイ病弁護団より、次のコメントとともに青法協弁学会合同部会に過分なるカンパをいただきました。ここに報告し、お礼にかえさせていただきます。

二〇一三年二月一七日、被害団体と原因企業との間で「神通川流域カドミウム問題の全面解決に関する合意書」が取り交わされた。この合意は、カドミウム問題の終息を意味するものではなく、神通川流域住民が経験した被害とその克服の事業を次世代と国際社会に伝えて教訓を継承する活動など、なお課題は残っている。とはいえ、長きにわたるカドミウム被害根絶運動の現在の到達点であり、一つの大きな区切りとなる合意である。

思えば、イタイイタイ病訴訟を勝利に導き、判決後も被害団体の運動を支援してきたのは、全国から結集した青年法律家協会所属の弁護士の方々であった。

ここに現弁護団員の総意でカンパを送り、先輩弁護士並びに青法協のご尽力に感謝の意を表することとしたい。

北陸 水谷 敏彦
(イタイイタイ病弁護団事務局長)

魅力あるロースクールにするために

まずは給費制の復活から

兵庫県 大田 悠記

1 はじめに

私は、京都府の出身で、京都の大学・ロースクールを卒業後、神戸での司法修習を経て、二〇一三年二月から神戸で弁護士(六六期)として活動しております。

私は、法科大学院・新司法試験・貸与制のもとでの司法修習という新たな法曹養成制度を経験してきた「当事者」です。なお、ビギナーズ・ネット(司法修習生の給費制復活のための若手ネットワーク)の神戸支部の弁護士代表も務めさせていただいております。

ここでは、未熟ながらも、ロースクールの実情と法曹養成の在り方について、「当事者」としての意見を述べさせていただきます。

2 ロースクールの存在意義は失われているのか

(1) ロースクールの入学者数は、平成二〇年を境に急激に低下しています。具体的には平成二〇年の入学者数が五三九七人であったのに対し、平成二六年の入学者数は、二二七二人と過去最低でした。平成二六年度の司法試験の合格者が一八一〇名ですから、このまま推移すれば、「ほぼ全員合格」の時代がやってくることにもなりかねません。

(2) なぜ、ここまでロースクールの入学者が落ち込む事態に陥っているのでしょうか。法曹を目指す者が減っているのでしょうか。

私は、そのような単純な理由ではないと考えています。新司法試験の制度には、ロース

クールを卒業しなくても受験資格が得られる「予備試験」の制度があります。この予備試験の出願者数を見ると、平成二三年には八九七一人であったのに対し、平成二六年には二一、六二二人と四〇〇〇人近く増えているのです。

(3) そもそも予備試験は、社会人経験が豊富な者や経済的問題がある者について、ロースクールを経由せずとも受験資格を得られるようにと設けられた制度でした。すなわち、ロースクール入学が原則で、予備試験は例外として位置付けられていました。

ところが、現在、予備試験は、某有名予備校で「最短で法律家になる方法」として紹介されるように、大学生がロースクールを回避して法曹になれる「最短ルート」として確立しています(受験生の間では、予備試験のことを「ヨビシ」と言うそうです)。予備試験の受験生がすべて大学生というわけではないですが、予備試験受験者数の増加に、大学生をはじめとする若年受験者の増加が影響していることはほぼ間違いないといえます。

(4) では、なぜ若年受験者は予備試験を目指すのでしょうか。ロースクールに存在意義がないと考えているのでしょうか。

これは私の「当事者」としての意見ですが、ロースクールにも十分な存在意義があると思

っています。私が通っていたロースクールでは、およそ司法試験のレベルを超える課題についても深く考える機会が数多くありました。司法試験に合格することだけを考えれば、そのような時間は無駄ともいえます。しかし、そのような課題に自分なりに向き合い深く考えたことが、実務家になった今、考える道筋を与えてくれるものとして活かされていると実感しています。

およそ司法試験に合格するための勉強をしていては、このような法的思考力は養われなかったでしょう。議論はあるでしょうが、合格後の将来も見据えて学習するという意味では、ロースクールはやはり存在意義のあるものだと思います。

(5) そうすると、若年受験者のロースクール離れの根本的な原因は、およそ教育面とは別のところにあるのではないかと考えられるのです。私は、その原因は、法曹を目指す上で受験者が背負われる重い経済的負担にあるのだと考えています。

3 法曹志望者に重くのしかかる経済的負担を軽減するには

(1) ロースクールの年間の学費は、国立で

約一〇〇万円、私立では高いと約二〇〇万円かかります。ほとんどのロースクール生が、親から援助を受けるか奨学金を受給して学費を支払っています。

さらに、今は、過半数の大学生が奨学金を受給する時代です(日本学生支援機構平成二四年度学生生活調査によると、二〇一二年度で五二・五%の昼間部大学生が奨学金を受給しています)。そうすると、大学時代に奨学金を受給しており、ロースクールでも奨学金を受給して法曹を目指すという者も決して珍しくありません。

かく言う私もそのような「当事者」の一人です。大学時代に父が病気になり働けなかったこともあり、大学四年間とロースクールの二年間、奨学金を受給していました。そのため、奨学金の総額は、一〇〇〇万円を超えます。繰り返になりますが、このような奨学金の返済額を背負っている者は、決して珍しくないのです。

(2) 加えて、司法試験に合格しても、経済的負担はさらにのしかかってきます。六五期司法修習生から、司法修習中の給与がなくなり、貸与制に移行されました。私も、この貸与制の下で司法修習を受けた「当事者」の一人です。

支給される貸与金の額は、およそ三〇〇万円です。そして、これを司法修習終了から五年後を始期として、一年毎に三〇万円ずつ(この三〇万円は毎年七月に一括払いです)、一〇年かけて返済することになります。

(3) 当然ですが、将来のことなど誰にもわかりません。そのため、果たして五年後に三〇万円を一括して返済していけるのか、不安を抱えます。しかし、多くの司法修習生は、貸与金を受けなければ、司法修習中に生活できないのですから、貸与を受けざるを得ません。こうして、これまであった奨学金の返済額に、約三〇〇万円の貸与金と重くのしかかることになるのです。

(4) このような状況で弁護士となった者を想像してみてください。五年後といえば、従来であれば、ちょうど独立を考える時期です。しかし、貸与金の返済があるために独立に踏み切れないこともあるでしょう。また、女性の場合、五年後に出産・育児と貸与金の返済が重なることもあります。そのとき、果たして返済をしていけるのでしょうか。考えれば考えるほど、問題は尽きないように思うのです。

しかも、六五期の貸与金返済が始まるのは二〇一八年、あと三年後です。貸与制の弊害

ロースクールの実情と 法曹養成

は未だ顕在化していないのです。このままだと、三年後には、返済できない者が現れ、弁護士としての経済的困窮がさらに取り沙汰されることになるでしょう。そうすると、弁護士は魅力のない職業との印象がこれまで以上に強まり、ロースクール離れも一層加速することになるでしょう。

そして、このような事態は、最終的に市民の皆さまに充実した法的サービスを提供できなくなるおそれのあるものだということを、我々は強く認識する必要があります。

(5) この流れを食い止めるには、経済面での援助がもはや不可欠です。もちろん、ロースクールに給付型の奨学金を導入するなど、さまざまな施策が考えられるところではあります。

まず、もともと、給付型の奨学金がほとんど存在せず、しかも有利子の奨学金受給者が増え続ける我が国で、直ちにロースクールに給付型の奨学金を導入するというのは無理があります。

そうすると、これ以上法曹の魅力を落とさないために、まずは給費制の復活が実現されるべきではないでしょうか。給費制は、六四

期まで給付をしてきたという実績があり、新たに制度を確立する必要はないですし、「司法試験に合格すれば、これ以上経済的負担を負わなくても良い」ということは、法曹志望者にとって経済面のみならず、将来の不安を大きく軽減することになり、精神面でも大きな救済になると考えられます。

4 おわりに

給費制の復活により、若い弁護士が貸与金の返済にとらわれず業務に専念できれば、法曹が本来持っている魅力が次第に取り戻され、ロースクールが有する存在意義にも再び注目が集まっていくのではないのでしょうか。

ロースクールの魅力あるものにするために、まずは、給費制の復活から。法曹が持つていくすばらしい魅力を、もう一度たくさんの人に気づいてもらえるよう、強く求めます。

パンフレット 「ちょっと待って、安倍さん！ 集団的自衛権を考えよう」 Q&A」をご活用下さい

昨年の安倍内閣による集団的自衛権の行使容認を受けて、今年の通常国会では具体的な立法作業が進められると報じられています。

憲法委員会では、これまでの講師活動の経験を踏まえて、市民の方々に集団的自衛権の危険な内容をお知らせするパンフレットをQ&A形式でまとめました。会員のみなさまが講演する際の資料として活用していただくと幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学会合同部会のホームページにもアップされておりますので、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。



体裁 B5変形16頁
頒価 1部100円

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑦〉

「世紀の司法大改悪」 司法改革の妄想と空論から脱却せよ

あいち 鈴木 秀幸

1 弁護士過剰と所得激減

弁護士人口が一九九九年から二〇一三年の四年間で二倍となり、平均所得が一七〇二万円（中央値二二〇〇万円）から九〇七万円（中央値六〇〇万円）と半減した（二〇一四年七月の日弁連調査）。

また、国税庁の統計で二〇〇八年と二〇一三年を比較すると、弁護士の事業所得総額が三二九九億円から二六五六億円に減少し、そのために平均所得が一四〇六万円から九四〇万円（中央値六〇〇万円）に激減し、しかも、この平均九四〇万円は所得格差により極端に歪められた見かけ上の数値である。上位六・九％のグループが五二％の所得を占め、平均七〇二万円であるのに対し、残る九三・一％のグループは四八％に過ぎず、平均四八七万円である。七〇万円以下の者が四五二人（二六％）、七〇万円超四〇〇万円以下が五四二人、合計九九五〇人で全体の三五％を占める。

更に深刻なことは、今後も弁護士が年約四％増加し、二〇一九年の所得は、平均値七五〇万円、中央値五〇〇万円を下回ることが予想される（後掲の図表「弁護士の売上と所得の推移と推計」）。以上の所得激減の状況は、弁護士需要が増加せず、弁護士人口が二〇〇八年三月二万五〇〇〇人で過剰となり、二〇一四年三月三万五〇〇〇人で一万人の余剰人員を抱える事態を十分に裏付け

る。注意すべきは、修習修了者の多くが就職する状況であっても、弁護士全体としては過当競争に陥り、顧客を奪い合い、事務所経営が困難な業界となっている。

2 弁護士の公共性と事業性

弁護士法第一条の弁護士像を保持し、弁護士の職務の独立性と適正さを確保するためには、弁護士人口の需給の均衡が不可欠である。また、弁護士の仕事には公共性と事業性があり、事業性を無視しては公共性を保つことはできない。また、弁護士が大幅に過剰であれば、優秀で有能な若者は、弁護士より有利な職業に流れる。更には、今回の司法改革が、制度設計上、法曹資格を取得する時間と費用を多くしながら、法曹資格の価値を何分の一かに低下させたことは、完全に矛盾である。

司法制度改革審議会意見書（二〇一一年六月）の根本的な誤りは、大きな弁護士需要が存在する、そのために司法試験の年間合格者数を二〇一〇年に三〇〇〇人にする、法曹の質を落とさないために法科大学院が必要だとした妄想と空論である。

本当の狙いは、弁護士費用のコストダウン、経済力低下による自主独立の弁護士制度の破壊（批判の口封じ、統治体制に協力）、法曹のアメリカ化（ビジネス化、人権擁護力低下）であった。

3 法曹の粗製濫造工場と化した 法科大学院

もし、弁護士需要が拡大して、弁護士の所得が激減する事態が起きてさえないければ、法科大学院が「余剰弁護士の粗製濫造工場」に成り下がることはなかった。弁護士の大幅過剰のもとで、法科大学院制度が経済的に不合理な制度という正体を隠し通せなくなり、また、多様性の謳い文句とは裏腹に、志願者自体及び非法学部出身者を激減（二五・二％）させた。

法科大学院工場が粗製濫造した大量の「法曹」という商品が、三〇年先の分まで供給され、世の中にあふれ返っている。客商売に有利な層の子弟が、親の資金で易しい法科大学院、司法試験及び修習を通して弁護士稼業に就くことになった。このような弁護士過剰政策が、弁護士法第一条と背理し、国民と国家にもたらす弊害を想像することは難しいことではなく、また、司法と裁判官の独立及び法曹二元の実現を後退させる。

法科大学院志願者の激減を憂える人がいるが、市場原理からして極当たり前のことが起きているに過ぎない。工場は製造中止か、大幅な短縮操業か、別の商品に生産を切り替えるしか道はない。過剰人口を抱えた法曹界にとって、優れた人材を

必要な人数だけ獲得すれば足り、そのためには、国が全額負担する養成制度に戻し、職業的魅力（経済的、精神的）を回復するしか方法がない。

4 司法試験合格者一五〇〇人と 予備試験制限の誤り

ところが、日弁連は、会員によって成り立つ職能団体であることを忘れ、宇都宮執行部も、二〇一二年三月一六日の理事会で、弁護士が約六万三〇〇〇人になる合格者二五〇〇人提言を決議した。そのため、法曹養成制度改革推進会議の提言も、せいぜい二〇一六年に二五〇〇人程度の減員にとどまるであろう（注・合格者二〇〇〇人でもピーク時に弁護士四万七〇〇〇人になる）。しかし、法科大学院の受験者が一分の一以下になり、毎年三分の一の退学と留年を出している。法科大学院修了者の司法試験合格者を五分の一の四〇〇人程度にしなければ、合格レベルを保てない。これは、大学院の授業、司法修習、OJT以前の問題である。既に予備試験の合格者数を現在の三五〇人程度に制限するという憲法と閣議決定違反を犯している。第二三回の法曹養成制度改革顧問会議が、これを白昼公然と取りまとめた。三五〇人程度でエリートが確保できるという算段である。しかし、教育格差をなくして公正・平等な制度にすべきで

あり、一万人を越える予備試験受験者のうち一五〇〇人程度を司法試験に挑戦させれば、四〇〇人くらいは合格するに違いない。

会員アンケート調査で、弁護士過剰の回答と合格者一〇〇〇人以下の回答が八〇％に達している。

5 弁護士制度破壊の無資格者制度

「法曹有資格者」という無資格者を有資格者のように扱う構想も、法科大学院が資格者濫造を継続するためであり、資格のインフレにより資格の価値を切り下げ、弁護士制度を潰す政策である。組織内で上からの指示に従って仕事をするのは、独立して職務を行う法曹と異なる。ドイツでは、企業内法律家はその企業の代理人として活動をすることを法律で禁止している。無条件で「法曹有資格者」の拡大を認めることは、我が国の弁護士制度を破壊する。そのため、資格制度が必要なら法曹と別の資格にするか、十分な対策を確保することを条件にしなければならぬが、日弁連は、この政策に無条件で喜んで協力している。

我が国の法律家、政治家、マスコミ、諸団体の幹部が、司法改革の妄想と空論から脱却しなければ、我が国の司法が引き返せぬ地点を越える（詳しくは、私の本年一月出版の『世紀の司法大改悪』花伝社をお読み戴きたい）。

弁護士の売上と所得の推移と推計

1 国税庁の弁護士の納税申告の統計(事業所得)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
弁護士人口(3月末)	22,021	23,119	25,041	26,930	28,789	30,485	32,088	33,624	35,045
確定申告をした者			23,470	25,533	26,485	27,094	28,116	28,263	
所得金額(億)			3,299	3,030	2,847	2,698	2,699	2,656	
申告納税額のある者	9,118	10,029	11,716	11,275	10,622	10,115	10,012	9,851	
所得金額(億)	2,175	2,566	2,534	2,197	1,988	1,794	1,725	1,620	
還付申告をした者			11,604	13,458	15,225	16,344	17,361	17,845	
所得金額(億)			705	782	830	860	909	968	

*弁護士の給与所得は、統計上、一般の給与の所得に算入され、給与所得には職業別の統計が存在しない。

2 国税庁統計にもとづく売上と所得(事業所得)の平均値と中央値の推計

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
売上総額推定(億)									
(所得金額÷0.44~0.38)			7,498	6,886	6,470	6,132	6,134	6,989	
売上平均値(万)									
売上総額÷確定申告者数			3,195	2,697	2,443	2,263	2,182	2,473	
所得平均値(万)									
所得総額÷確定申告者数			1,406	1,187	1,075	996	960	940	
所得中央値(万)									
国税庁統計所得			900	800	700	650	600	600	

*売上総額推定は、表1の確定申告をした者の所得金額(億)を所得率(100%-経費率)44%で除した数値である。この44%は、日弁連の2009年分確定申告に関する経済的基盤調査の報告書にもとづく算出した数値である。日弁連が、2014年7月~9月に2013年分を調査したが、所得率は38%である。この38%を2013年以降採用するために、国税庁統計の事業所得総額から推計する売上総額が急に増加することになる。実際は2009年以後、漸減していると思われる。

*所得平均値は、所得総額÷確定申告をした者としたが、給与所得者を含む弁護士全体では、1割程度低くなる。

*事業所得平均940万円は、現場の感覚と隔たりを感じる。その原因は、著しい所得格差があるためで、2013年分は3000万円超の6.9%の層が事業所得総額の51.8%を占め平均7011万円である。一方、93.1%の3000万円以下の層の事業所得総額は48.2%しかなく平均487万円である。事業所得が400万円以下の者は確定申告者の35.2%(9950人)を占める。

*事業所得の中央値は、国税庁統計の所得階級別人員数を加算し、全体の半数に達した所得額とみると分かる。

3 国税庁統計と日弁連調査の弁護士の売上、所得

太字の数字は統計上の数値、他は推定値

	1999	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2019
弁護士人口(3月末)	16,731	25,041	26,930	28,787	30,485	32,088	33,624	35,045	42,500
確定申告した者		23,470	25,533	26,485	27,094	28,116	28,263		34,000
全体の売上総額(億)									
国税庁統計		7,498	6,886	6,470	6,132	6,134	6,989		7,000
日弁連調査	5,900	—	8,400	—	—	—	8,076		
売上の平均値(万)									
国税庁統計		3,195	2,697	2,443	2,263	2,182	2,473		2,060
日弁連調査	3,793	—	3,304	—	—	—	2,402		
売上の中央値									
日弁連調査	2,800	—	2,112	—	—	—	1,430		
国税申告の所得総額(億)		3,299	3,030	2,847	2,698	2,699	2,656		2,660
所得の平均値(万)									
国税庁統計		1,406	1,187	1,075	996	960	940		750
日弁連調査	1,701	—	1,471	—	—	—	907		750
所得の中央値(万)									
国税庁統計所得		900	800	700	650	600	600		500
日弁連調査所得	1,300	—	959	—	—	—	600		500

*日弁連調査の1999年分と2013年分は弁護士としての活動によるものに限られ、2009年分はその限定がない。

*国税庁統計の弁護士の所得は、事業所得である。日弁連の数値は事業所得と給与所得である。

*2019年の国税庁の予想値は、確定申告した者を予想弁護士人口42,500人(合格者2000人)の80%の3万4,000人とし、売上総額を2013年と同額、所得率38%と計算した。2019年の日弁連調査の予想値は人口増に反比例計算をした。

「密告・盗聴反対！なくせ冤罪 3・20集会」のご案内

東京 町田 伸一

■情勢

政府は、開会中の通常国会に、「通信傍受の合理化・効率化」（以下「盗聴」という）及び「捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度」（以下「密告」という）等を含むとする法律案を提出する。この密告・盗聴法案は、昨年九月に「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、単に「特別部会」という）が決定、法制審議会が承認し、法務大臣に答申した「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」（以下「特別部会答申」という）の法制度化である。

■外的経過と期待

ところで、特別部会は、二〇二二（平成二三）年五月の「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、（中略）被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など（中略）」について、御意見を承りたい」との諮問を受けて設けられた。特別部会を設置した同年六月の法制審議会においても法務省は、「大阪地方検察庁における一連の事態の発生を受け（中略）、『検察の再生に向けて』と題する提言がなされた（中略）被疑者の取調べの録音・録画について、（中略）今後より一層その範囲を拡大すべき」、「冤罪を生まない捜査・公判を行うっていくために」、「特に御議論を頂きたい事項（中略）」

略）、その一は、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判のあり方の見直し（中略）その二は、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入」等との説明を為した。

この外的経過を受けて、私は、諮問にいう「近年の刑事手続をめぐる諸事情」とは、二〇二二（平成二三）年三月の「検察の再生に向けて」が言う「足利事件を始め、いくつものえん罪事件」に引き続き発生した「大阪地検特捜部における、いわゆる厚労省元局長無罪事件、同事件の主任検察官による証拠隠滅事件、さらには、その上司であった元大阪地検特捜部長及び元同部副部長による犯人隠避事件という一連の事態」とその余波であり、特別部会設置の主たる目的は、同年四月、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」もいう「取調べの可視化を実現」し「えん罪」を防ぐことにあると理解した。現に、特別部会の初期の議論については、「取調べの録音・録画制度の導入」（以下「可視化法案」という）及び「証拠開示制度の拡充」（以下「証拠開示法案」という）等の法制度化が喧伝されていた。要するに、特別部会は、冤罪防止の制度創出を議論する場であると、期待されたのである。

■特別部会の結論と自問

しかるに、特別部会答申は、一方において、可

視化法案については裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件のみを対象とし、証拠開示法案については、公判前整理手続きに付された事件についての検察官手持ち証拠の一覧表の開示に止めるなどしながら、他方において、密告・盗聴法案を内容とするものであり、検察・警察らとこれらの意見に解釈根拠を与える学者委員らの（実質的）目的が達成され、有識者（刑事についての専門的知識を有さない者を指すようである）と呼ばれた委員達が、その意見を貫徹することはできなかった。

特別部会答申の客観的内容とこれに対する当初の期待との齟齬は、いつ、如何なる原因で生じたのか、自問せねばならない。そもその期待が誤っていたのか、それとも、特別部会での議論の過程において、諮問の趣旨から逸れる流れが生じたのか。来た道を検証することは、往く道を過たぬ為に有効であろう。

■ 検証

そこで、諮問の基となった「検察の再生に向けて」を再度見ると、そこには、「供述人に真実の供述をするインセンティブを与える仕組み」との内容があった。また、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」には、「通信傍受（捜査目的）」、「通信傍受（捜査以外の目的）」、「共犯者等に関する供述を得る

手法」等が既に挙げられていた。

このことからすれば、前記の問いへの回答は、そもその期待が誤っていた、そのものになろう。権力機関に期待して悪法制度が創出されるという、繰り返された誤りである。

■ 今後の闘いとしての「案内」

さて、反省は脇に置き、密告・盗聴は、その法案がさらなる冤罪を作り出すという刑事法の観点のみに止まらず、これが社会生活に与える有害性については、憲法秩序の観点からも論を俟たないであろう。誤った期待をして監視をも運動をも怠ってきた私には、せめて、今度は、法律制度化阻止の運動に加わる責任がある（ように思う）。

そこで、「密告・盗聴反対！ なくせ冤罪三・二〇集会」のご案内である。

同集会は、「密告・盗聴反対！ なくせ冤罪三・二〇集会実行委員会」の主催であり、「実行委員会」の内実は、冤罪廃止に向けて運動を続けてきた市民が集う「なくせ冤罪！ 市民評議会」「日本国民救援会」「盗聴法に反対する市民連絡会」及び「ネットワーク反監視プロジェクト」等の市民団体並びに「日本民主法律家協会」「自由法曹団」そして「青年法律家協会弁護士学者合同部会」等のメンバーが集ったものである。

刑事弁護人のほぼ一〇〇%が加盟する日本弁護

士連合会が、密告・盗聴の法制度化に賛成する旨を表明している情勢下では、市民（団体）と民主的法律家（団体）とが、廃案（あるいは改正）運動を中心に担うべきことは必須であり、「密告・盗聴反対！ なくせ冤罪三・二〇集会」は、その嚆矢となるであろう。

多数の青法協会会員が参加されますよう。

と き 二〇一五年三月二〇日（金）

一八時開場、一八時半開会

ところ 文京区民センター3A

基調報告 法制審答申をどうみるか

～取調べの録音録画、日本型司法

取引、盗聴法大改悪など

小池振一郎氏（弁護士）

特別報告 盗聴法改悪による盗聴法の質的転

換とその問題点

足立昌勝氏（関東学院大学名誉教授）

冤罪リレートーク

主催者 密告・盗聴反対！ なくせ冤罪

三・二〇集会実行委員会

青法協弁学会合同部会二〇一四年度第三回常任委員会◎決議

秘密保護法の施行に反対し、即時廃止を求める決議

1 二〇一三年二月六日に安倍政権の下、制定され

た特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）は、二〇一四年一月一日、施行令や運用基準等の閣議決定を経て、来る二月一日に施行されようとしている。青年法律家協会弁護士学者合同部会（当部会）は、表現の自由や知る権利、プライバシー権などの国民の権利を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす同法の施行に反対するとともに、同法の即時廃止を強く求める。

2 秘密保護法は、法案が作成された段階から、民主主義の根幹である表現の自由や国民の知る権利、報道の自由を侵害し、国民主権を形骸化するもの

であること、国民のプライバシーの権利を侵害するおそれがあることなどの重大な問題が指摘されていた。そして、法案が国会に提出された後、反対の声が日に日に増していき、報道関係者、研究者、映画界等、多方面から次々と廃案を求める意見が出されてきた。

しかしながら、衆議院においては、自民、公明、みんな、維新四党の修正案について、わずか数時間の審議で採決がなされてしまった。また、参議院においては、参考人や公述人の多くが反対意見や問題点を指摘する意見を述べたにもかかわらず、これらの意見について十分に検討がなされないまま、

短時間の審議で採決が強行された。

3 国民の意思や国際的潮流に反して本年二月一日に施行されようとしている同法は、成立過程の手段面のみならず、内容においてもさまざまな問題点が指摘されている。

すなわち、同法は、

(1) 「特定秘密」の漏えいや「管理を害する方法での取得」につき刑罰をもって禁止している点が、表現の自由への重大な萎縮効果を生じさせる。

(2) 秘密指定できる情報の範囲が極めて広範であり、かつ特定秘密の内容が明らかにされない点で、秘密指定が恣意的に行われ、罪刑法定主義に反する。

(3) 恣意的な秘密指定を防ぐため、全ての秘密にアクセスでき、かつ、秘密指定行政機関から完全に独立した公正な第三者機関が必要であるが、

秘密保護法の施行に伴い設置される独立公文書管理監等の制度には、このような権限と独立性が欠けている。

(4) 恣意的な運用を禁ずるべく、違法・不当な秘密指定や政府の違法行為等を秘密指定してはならないことを明記すべきであるが、このような規定がない。

(5) 国会(秘密会)に対する特定秘密の提供について、秘密の開示・不開示が行政機関の長の裁量にゆだねられているため、国会審議が事実上、行政府にコントロールされるおそれがある。

また、議員が政策秘書や有識者に特定秘密を明らかにした場合、漏えいとして罪に問われるため、十分な議論することが期待できない。

(6) 秘密指定の有効期間が通算三〇年以下である特定秘密は、大半が市民の目に触れることなく廃棄されるおそれがある。

また、「政令で定める重要な情報」という抽象的な事項について、通算六〇年を超える秘密指定も可能となっており、政府の裁量で半永久的な秘密指定が広範にわたってなされるおそれがある。

(7) 運用基準において設けられた通報制度は、通報の方法を要約によることを義務づけるため、要約に失敗した場合、過失漏えい罪で処罰される危険に晒されており、通報者を萎縮させる。

(8) 適性評価制度は、評価対象者やその家族等のプライバシーを侵害する可能性がある。

(9) 刑事裁判において、証拠開示命令がなされれば秘密指定は解除されるが、証拠開示が命じられるかどうかは、裁判所の判断に委ねられており、特定秘密を被告人、弁護人に確実に提供する仕組みとなっていない。

(10) 国連人権自由権規約委員会から、①秘密指定には厳格な定義が必要である、②制約が必要最小限度のものでなければならない、③ジャーナリストや市民を刑事罰の対象としてはならない旨の勧告を受けたが、有意な是正措置はなされていない。

このように秘密保護法は、国民の表現の自由や知る権利、プライバシーの権利という重要な人権を恣意的に侵害することを可能にするものであり、民主主義の根幹を破壊しかねないという重大な問題を抱えた法律である。

4 その後、情報保全諮問会議が作成した秘密保護法施行令(素案)及び運用基準(素案)等について、二〇一四年七月二四日から同年八月二四日までパブリックコメントが実施され、施行令及び運用基準に対するパブコメとしては異例の、二万三八二〇件もの膨大な数の意見が提出された。また、同月三日には、国連人権自由権規約委員会が、日本政府に対して、秘密指定には厳格な定義が必要であるこ

と、ジャーナリストや人権活動家の公益のための活動が処罰の対象から除外されるべきことなどを勧告した。

それにもかかわらず、情報保全諮問会議は、パブコメの受付締切日から約二週間後の九月一〇日に、施行令(案)及び運用基準(案)等を内閣総理大臣に提出した。パブコメの受付締切日からほとんど間がないことから明らかなように、その内容は、パブコメの大多数を占めた反対意見や、国連人権自由権規約委員会の勧告の内容を踏まえたものとは到底いえず、各素案とその実質においてほとんど変わらないものであった。そして、その内容についても、秘密保護法それ自体が有する危険性を払拭しているものとは言えず、法律そのものの廃止がなされなければならない。

5 当部会は、このように重大な問題がある秘密保護法の施行に反対するとともに、即時廃止を強く求めるものである。

二〇一四年二月六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

自衛隊の海外派兵を推し進める日米ガイドラインの 改定に強く反対する決議

1 二〇一四年七月に集团的自衛権の行使容認について閣議決定した安倍内閣は、日米安保条約に基づく日米防衛協力のための指針である「日米ガイドライン」の見直しを進めている。同年一〇月に、中間報告を発表し、また同年一月の報道によれば、二〇一五年春には改定作業を終えるとしている。

2 これまで日米ガイドラインは、平時、日本有事、周辺事態の三分類で日米の役割が定められてきた。しかし、上記中間報告では、この三分類を廃止し、新たに「平時から緊急事態まで切れ目のない形」の協力が打ち出された。武力攻撃に至らないグレーゾーン事態から有事まで文字通り切れ目のない事態が想定され、「周辺事態」との限定を撤廃したことで地理的制約もなくなることになり、これにより地球規模の協力体制が構築されようとしている。

また、中間報告では、これまで義務化されていなかった非戦闘員を安全な場所へ退避させることも米軍への協力対象に盛り込まれている。さらに、防空、ミサイル防衛、海洋安保(機雷掃海を含む)なども協力対象とされている。

3 今回の見直しは、非戦闘員の安全確保を口実に、

集团的自衛権行使を前提として自衛隊が地球規模で米軍へ協力する内容となっており、法改正によらない集团的自衛権の既成事実化が強く懸念される。政府は、日米ガイドラインの改定を二〇一五年春までに終えるとしているが、青年法律家協会弁護

士学者合同部会は、憲法の平和主義の理念(前文、九条)を破壊し、米軍への協力義務により、自衛隊が米軍と共にあるいは米軍の代わりに戦禍に巻き込まれることになる日米ガイドラインの改定に強く反対する。

二〇一四年二月六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

「道德の教科化」に強く反対する決議

1 「道德の教科化」への危険な動き

二〇一四年一〇月二日、中央教育審議会は、小中学校の「道德の時間」を教科に格上げするよう文部科学大臣に答申した。中央教育審議会での主要提案内容は、①道德の時間を「特別の教科 道德」(仮称)として位置づけ、②検定教科書を導入し、③児童生徒の道德性の変容の評価を様々な方法で収集した資料等に基づき行つ、というものである。

文部科学省はかかる答申を受け、年度内に学習指導要領を改定、来年夏までに教科書検定基準を作成し、二〇一八年度から教科化の導入を目指して

いると報じられている。

しかし、道德の教科化は、愛国心を押し付け、思想良心の自由や成長発達権を侵害するとともに、戦争をするための人づくりと言うべきであり、強く反対する。

2 愛国心の押し付け

(1) 答申では、検定教科書を導入すると提言されているが、新たな教科書検定制度においては、愛国心を養うことを盛り込んだ「教育基本法」に照らし、重大な欠陥がある場合は不合格にできるとの方針が掲げられている。

そのため、検定教科書の導入により、愛国心を意識した教科書を利用して道德の授業が行われることになる。

(2) また、道德の時間を教科化することで、学校教育法や学習指導要領などに基づく教育内容の拘束を生じさせることになる。答申では、「学習指導要領の改訂においては、教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、これまでよりも目標や内容、内容の取扱い等について具体的に示すなどの配慮が求められる」と提言されていることから、愛国心を意識した教科書を念頭に、内容が具体化されるものといえ、より具体的に愛国心の押し付けがなされるものと言わざるを得ない。

(3) その上で、「児童生徒の道德性の変容」を評価することになれば、おのずと、愛国心に沿うような態度の変容が評価の対象になつてくる。

評価においては、「児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集することになる」と提言されていることとあわせて考えれば、あらゆる手段を用いて「道德性の変容」という名のもとで、愛国心の押し付けが繰り返され、浸透させられるものと言わざるを得ない。

また、内申書等の基礎資料となる指導要録には、現在、道德の時間の記録欄が設けられていないところ、道德の教科化にあたっては、新たに

専用の記録欄を設けることが提言されている。

進学等に大きな影響力をもつ内申書等の基礎資料となる指導要録にも道德性の変容に関する記述が設けられれば、もはや子どもたちは検定教科書で提示される価値と違う見解で発言することは困難になり、これにより、愛国心が刷り込まれていくと言わざるを得ない。

(4) このように、道德の教科化は、子どもたちに愛国心を刷り込ませ、教育による国家統制を図るものと言わなければならない。

3 思想良心の自由、成長発達権(学習権)への侵害

道德の教科化にあたっては、上述のとおり、愛国心を意識した検定教科書によって教えられること、「児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集」し評価されること、内申を意識して、教科書が善いとする価値観を受け入れざるを得なくなることからすると、思想良心の自由、成長発達権(学習権)が侵害されることは明らかである。現に、答申においてもかかる懸念からか、わざわざ「検定教科書が供給されることとなった後も、道德教育の特性に鑑みれば、教科書の内容を一方的に教え込むような指導が不適切であることは言うまでもない。」と記されているのである。検定教科書が用いられることになれば、それを無批判に教え込み、ひいては子ども思想良心の自由、成長発達権(学習権)の侵害に

つながることは容易に想定できるため、あえて答申でも指摘をしているものと言ふべきである。

4 戦争をするための人づくり

(1) 戦前の「修身」では、道德教育と愛国心が重視され、国家目的に従う国民の育成が教育の目的とされた。教育が戦争に利用された反省から、終戦の年に、「修身」を廃止し、国家主義的、軍国主義的教育を廃したという歴史がある。

他方で、安倍内閣は、「国家安全保障戦略」において、愛国心育成を「社会的基盤の強化」のために必要であると位置づけていることからすると、再び、戦争をするための人づくりのために国家主義的教育がなされようとしていると言わねばならない。その大きな一歩として「道德の教科化」が位置づけられていることは明らかである。まさに教育が戦争のために利用される状況が再び作られようとしているものである。

(2) そもそも道德の教科化はいじめの問題への対応との関係で議論されてきたものであるが、いじめ対策において道德教育は効果的でないことは既に専門家によって指摘されてきた。

二〇一二年一〇月に起きたいじめ自殺のケースである大津事件においても、同中学校は文部科学省指定の「道德教育実践研究事業」推進指定校として二年間にわたって様々な道德教育の実践が行われてきたものであり、同事件の第三者調査

今後の日程

【常任委員会】

第3回 新潟

2015年3月6・7日（金・土）

【総会】

第46回定時総会 兵庫県

2015年6月27・28日（土・日）

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

3月10日（火）18時～20時

【憲法委員会】

3月20日（金）10時半から

【修習生委員会】

3月20日（金）15時～17時

（全国スカイプ会議は15時～15時半）

4月22日（水）15時～17時

（全国スカイプ会議は15時～15時半）

【広報委員会】

3月27日（金）18時～20時

4月20日（月）18時～20時

5

戦争のために教育を利用させない

——「道德の教科化」に反対する

以上、道德の教科化は、その必要性有用性について何ら客観的根拠なく提言されているものであり、むしろ愛国心を押し付け、思想良心の自由や成長

委員会では、道德教育の限界が指摘され、学校現場で教員が丸となった様々な創造的な実践こそが必要と報告されていたものである。

いじめ対策において、道德教育が有用であるという客観的根拠がなく、むしろ道德教育の限界が指摘されている中で、道德を教科化する必要性は皆無である。

それにも拘わらず道德の教科化が推し進められているのは、まさに戦争のための人づくりに向けたものと言わねばならない。

発達権（学習権）を侵害するとともに、戦争のために教育が利用される状況を作るものである。

当部会は、一九五四年の設立以来、戦争で多くのものを失った経験を踏まえ、平和を守る活動を続けてきた。戦争への反省から終戦の年に「修身」が廃止され七〇年目の大きな改悪の動きに対し、戦争のために教育が利用される過ちが繰り返されることのないよう、道德の教科化に強く反対するものである。

二〇一四年二月六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

編集後記

▼今年は年初から事件が続きました。村田先生の論考は必読です。

▼戦後七〇周年となりましたが、新たな「戦前」になっていくのか。客観的には秘密保護法の施行、教育制度改悪、集団的自衛権行使容認の閣議決定に続く法整備の動き、盗聴法改悪の動き、アベノミクス不況による貧困と格差拡大の深まり等、挙げれば挙げるほど、悲観的にも思えます。▼しかし、戦前とは違う戦後七〇年間の闘いの歴史があります。昨年六〇周年を迎えた私たち青法協もあります。腐らないでぼちぼちやりたいところです。▼ところで、先輩会員らが司法改革について会話をしていました。具体的には予備試験にかかる制限についてでした。それって「青年法律家」によく投稿されていますよねーと思いましたが、先輩会員はあまり読んでいなかったようです。内容についての賛否はともかく、会員自身の問題でもある司法改革についての論稿も忘れず読んでいただければと思います。

（中川勝之）